

QR 決済に関する特約

1. (目的)

本特約は、パーク24株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する決済サービスである「Times PAY（QRコードを用いたクレジットカード決済）」（以下「QR決済」といい、第2条で定義します。）の利用に関して遵守すべき事項を定めるもので、QR決済については、Times PAY 加盟店規約（クレジットカード決済）（以下「本規約」といいます。）及び本特約が適用されるものとします。

2. (定義)

本特約における各用語の定義は、別途定義するものを除き以下の通りとします。

(1) 「QR 決済」

加盟店アプリにおいて加盟店が入力した決済金額の決済に利用するものとして加盟店アプリに表示される当社発行のQRコード（以下「QRコード」といいます。）を、サービス利用者が利用者アプリで読み取り、サービス利用者がクレジットカード発行会社から発行を受けたクレジットカードの与信機能を利用して、商品、役務又はサービスの信用販売の便宜の提供を受けられるシステムをいいます。（※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です）

(2) 「サービス利用者」

利用者アプリをダウンロードし、当社所定の方法により会員登録を行ったタイムズクラブ会員をいいます。

(3) 「加盟店アプリ」

QR決済のために加盟店が利用するアプリケーションをいいます。

(4) 「指定カード」

カード等のうち、当社がQR決済の手段として利用を認めたものをいいます。

(5) 「カード情報」とは、加盟店アプリに登録されるクレジットカードの情報であって、QR決済に必要な情報をいいます。

(6) 「注文番号」

QR決済ごとに割り振られる番号であって、当社が、加盟店アプリ及び利用者アプリに通知するものをいいます。

(7) 「タイムズクラブ」

当社が運営する会員制サービスをいいます。

(8) 「タイムズクラブ会員」

タイムズクラブ会員規約に同意の上、パーク24所定の方法によりタイムズクラブ会員登録を行った個人をいいます。

(9) 「タイムズポイント」

タイムズクラブがタイムズクラブ会員に付与するサービスポイントをいいます。

(10) 「ポイント充当」

タイムズクラブ会員が、加盟店に対する商品代金の支払いにあたり、タイムズポイントで決済を行うことをいいます。

(11) 「会員規約」

タイムズクラブ会員に対してタイムズポイントを提供するにあたってその諸条件等を定めた諸規定をいいます。

(12) 「Times PAY（タイムズクラブアプリ）利用規約」

サービス利用者に適用される規約であって、当社が定めるものをいいます。

(13) 「利用者アプリ」

タイムズクラブ会員がスマートフォン端末にダウンロードし、所定の認証を経て起動することによって QR 決済を利用することができるソフトウェアであって、パーク 2 4 が提供するものをいいます。

(14) 「利用者スマートフォン」

利用者アプリをダウンロードし、当社所定の方法により会員登録が行われたスマートフォンその他の電子機器をいいます。

3. (加盟店情報の利用)

当社より QR 決済の利用の許諾を得た加盟店は、当社所定の店舗情報（店舗名、店舗所在地、連絡先、店舗イメージ画像、営業時間、店舗紹介文等）を利用者アプリにおける店舗案内情報として掲載されること、及び、当社とそのグループ会社が自己のウェブサイト、メールマガジン、及びその他の宣伝媒体に当該店舗情報を掲載すること及び掲載目的のために改変、翻訳、編集することを了承するものとします。

加盟店は、店舗情報が、当社及び第三者（パーク 2 4 グループを含む）の著作権、商標権、肖像権、その他一切の権利を侵害しないことを保証します。当該店舗情報について、苦情等が生じた場合、加盟店が自己の費用と責任のもとで当該苦情等に対応して解決をし、当社とそのグループ会社に一切迷惑をかけないものとします。

当社より QR 決済の利用の許諾を得た加盟店は、今後新たにタイムズクラブ会員が、加盟店アプリを利用して決済した場合ポイントがたまる等の特典が受けられるサービスが出た場合、それを利用可能な店舗となることを了承します。

4. (ID パスワードの管理等)

加盟店は、ログイン ID、パスワードを用いて、QR 決済を利用します。

当社及びカード会社等は、ログイン ID、パスワードが使用され、QR 決済が利用された場合には、当該加盟店による利用とみなすものとし、当該加盟店は、これを承諾します。

5. (取扱商品)

加盟店は、QR 決済による信用販売を行う際は、本規約第 22 条第 1 項に定める商品・権利・役務のほか、次のいずれかに該当する商品を取り扱ってはならないものとします。

- (1) 酒類
- (2) タバコ
- (3) 切手
- (4) はがき類
- (5) 医薬品
- (6) 加盟店の従業員による接客販売が必要な商品

6. (信用販売の種類等)

1. 本規約第 1 2 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、QR 決済による場合には、支払回数は 1 回とします。
2. QR 決済による信用販売取引の上限金額は 2 万円とします。
3. 各サービス利用者の QR 決済による信用販売取引の過去 30 日間の利用限度額は 5 万円とします。

7. (QR 読み取りによる決済)

1. 加盟店は、QR 決済による信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、サービス利用者によるカードの不正な利用を防止するために必要な措置を講ずるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、カード会社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、加盟店が講ずる措置が

割賦販売法に定める基準に該当しないおそれがあると認めるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があると認めるときには、その必要に応じて加盟店が講ずるべき措置の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

3. 加盟店は、サービス利用者から QR 決済による信用販売の申込みがなされた場合には、以下の手続により決済するものとします。

- (1) 加盟店は、加盟店アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経た上で、決済機能にログインします。
- (2) サービス利用者が QR 読み取りを行う場合、加盟店は、加盟店アプリにおいて決済金額を入力して QR コードを表示させ、サービス利用者へ提示します。加盟店は、サービス利用者をして、利用者スマートフォンにより当該 QR コードを読み取らせ、Times PAY（タイムズクラブアプリ）利用規約に従い、利用者アプリにより当該決済をサービス利用者へ承認させ、当社所定の利用者情報を当社へ送信させるものとします。
- (3) 当社は、前号の情報を取得したときは、所定の基準により QR 決済の利用を拒絶すべき場合を除き、カード会社等所定の方法に従い、その全件についてカード会社等に対し売上承認を申請します。
- (4) 加盟店は、当社及びカード会社等が、カード等の無効その他各カード等又はカード会員に起因する事項のほか、同一人物が同一日に多数回利用するなど、利用態様に不審な点がある等、当社又はカード会社等所定の基準により、利用が不適切であると判断した場合には、本決済システムの利用又は売上承認を拒絶することができることを承諾します。
- (5) 当社は、本条柱書の申込みに対する販売の諾否について、カード会社等からの売上承認の諾否を受け、当社所定の基準による判断の上、利用者アプリ及び加盟店アプリを通じて、サービス利用者及び加盟店に対し、遅滞なく通知するものとします。加盟店は、当社が売上承認の拒否の理由を開示しないことについて、承諾します。
- (6) 前号において、カード会社等の売上承認がされた場合、当社は、直ちに、当該加盟店の加盟店アプリに対し、当該決済に関する情報（決済が完了した金額、日時及び注文番号等をいい、以下これらを総称して、「決済情報」といいます。）を通知するものとします。
- (7) 加盟店は、前号により取得した決済情報の表示をもって、当該信用販売に係る決済は完了するものとします。

4. QR 決済による信用販売に関しカード会社の承認が得られた場合であっても、加盟店において、当該カード情報の利用が無効カードの情報、偽造カードの情報、第三者による不正利用、その他正当な利用でないことを知り、もしくは知りうる状況にあった場合には、加盟店は QR 決済による信用販売を行わないものとします。なお、この場合、加盟店は、当社に対し直ちに事態を報告するものとし、既に QR 決済による信用販売を行った場合には、本規約第 15 条に規定する立替払金の請求を行わないものとします。

5. QR 決済による信用販売に関するカード会社の承認は、当該信用販売の申込者が会員本人であることを保証するものでないことを、加盟店は承諾するものとします。

8. （不審な取引の通報）

加盟店は、QR 決済の利用方法に不審がある場合 又は当該取引について日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申込がある場合には、QR 決済による信用販売を行うことについて、当社と協議し、当社の指示に従うものとします。

9. （決済手数料）

1. QR決済を利用した場合、本決済取引について加盟店が当社に対して支払う手数料は、本決済取引に係る取引代金相当額（ポイント充当がある場合は充当後の残高）に当社が別途定める手数料率を乗じた金額とします。なお、円未満の端数が発生した場合は切り捨てで計算するものとします。
2. 加盟店は、当社に対し、ポイント充当額に当社が定める手数料率 3.24%を乗じた金額を手数料として支払うこととします。なお、円未満の端数が発生した場合は切り捨てで計算するものとします。金融情勢の変動等により、当社は、当該手数料率を改訂することがあり、加盟店は、これを承諾します。

10.（返品等の場合の特則）

QR決済が行われた場合において、本決済取引の取消しを行う場合は、本規約第17条に準じて行うものとします。返品・返金に応じる場合、加盟店は当社所定の方法にて行うものとし、直接現金で返還することはできないものとします。但し、当社がやむを得ないと認めた場合においては、当社が指定した方法にて精算を行うことができるものとします。この場合、売上にかかる手数料は加盟店が負担するものとします。

11.（タイムズポイントの加算）

加盟店は、サービス利用者が、加盟店アプリより、QR決済もしくは、ポイント連携サービスに登録されたクレジットカードでの決済を行った場合、当社が定める基準に従いサービス利用者へタイムズポイントの加算を行うことを了承するものとします。

12.（タイムズポイントによる充当）

サービス利用者が、利用者アプリを用いた決済において、当社所定の方法により、1ポイント=1円としてポイント充当した場合は、当該充当後の残高がQR決済の対象となるものとします。なお、当社は、ポイント充当の対象となる商品やサービスを制限したり、ポイント付与、及び利用に条件を付したりすることができるものとし、加盟店は、これを承諾します。

13.（ポイント充当額の支払い）

1. タイムズクラブ会員がポイント充当を行った場合、当社は、加盟店に対し、1ポイント=1円としてポイント充当額相当の金銭（以下「精算金」といいます。）を支払うものとします。
2. 支払期限を徒過した加盟店の当社に対する未払金債務があるときは、当社は、精算金を当該債務の支払に充当することができるものとします。
3. 当社は、ポイントの充当について顧客であるタイムズクラブ会員から異議があった場合には、問題が解決するまで当該取引に係る加盟店に対する精算金の支払いを保留することができるものとします。この場合で、当社が既に当該ポイントの精算金を支払っているときは、加盟店は当社に対し直ちにこれを返還するものとします。

14.（商品取引の取消、解除時の扱い）

1. 加盟店とタイムズクラブ会員との商品取引が取消または解除された場合は、当該取引にかかるポイント充当は取り消される。この場合で、当社が既に当該ポイントの精算金を支払っているときは、加盟店は当社に対し直ちにこれを返還するものとします。
2. 前項の場合、当社は、当該タイムズクラブ会員に対し、当該ポイント充当分をタイムズポイントにより返還するものとします。

3. 加盟店は、加盟店とタイムズクラブ会員との商品取引または当該商品取引にかかるポイント充当についてタイムズクラブ会員との間に紛争が生じた場合は、自らの責任と負担をもって解決するものとし、これにより当社に損害が生じた場合は、当該損害を賠償する責めを負うものとしします。
4. 注文した商品のキャンセルまたは返品があった場合には、当社は該当するタイムズクラブ会員に付与したタイムズポイントを取り消せるものとしします。この場合、不足があれば、当社は不足分相当金額をタイムズクラブ会員に対して請求できるものとしします。

15. (差別的取り扱いの禁止等)

加盟店は、QR 決済の対象となる取引について、タイムズポイントの利用の拒否、他の支払い方法への変更の強要、他の支払い方法と異なる価格その他の条件の適用、当該取引に対する当社が定める以外の制限の設定等、QR 決済を利用するタイムズクラブ会員に不利となる差別的取り扱いをしてはならないものとしします。

16. (QR 決済の停止・終了)

1. 当社は、加盟店に事前に通知又は公表を行うことにより、QR 決済の全部又は一部の提供を終了する場合があります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、天災地変等の不可抗力又は営業上のやむを得ない事由がある場合には、事前に通知又は公表することなく QR 決済の全部又は一部を停止・終了することができます。
3. 前二項に基づき QR 決済を終了したことにより、加盟店に生じた損害について、当社は責任を負わないものとしします。

17. (本特約に定めない事項)

本特約に定めのない事項については、すべて本規約の定めるところによるものとしします。

18. (本特約等の変更)

当社は、加盟店の事前の承認なしに、本特約について、その変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、加盟店に告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日または適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとしします。

2020年4月1日改定